

# 日本におけるベートーヴェン受容

## 戦時体制（第二次世界大戦）下の状況

福本康之

### 0. はじめに

筆者は、これまでに発表した一連の論考<sup>1)</sup>において、明治より第二次世界大戦開戦までの時期の日本における、ベートーヴェン受容の実態を明らかにしてきた。概略するとその流れは、以下のように、大きく3つの時期に分けて見ることができる。

まず、明治政府の洋楽導入政策下での受容<sup>2)</sup>。明治政府による西洋音楽導入は、学校における唱歌教育が主たる目的であった。そのため、ベートーヴェンに対する認識は、その周辺的な領域の事項として、「西洋の作曲家の一人」という程度でしかなかった。後にベートーヴェンの代名詞ともなる「楽聖」という言葉にしても、パッハやモーツァルト、シューベルトといった、いわゆる西洋のクラシック音楽の著名な作曲家に対する、ごく一般的な尊称として用いられていた。また、ベートーヴェンのイメージも、「楽聖」というよりもむしろ「《むーんらいと・そなた》の作曲者」としてのイメージが強かったように伺われる<sup>3)</sup>。

それが、明治の後半から大正時代にかけて、次第に「楽聖」としてのベートーヴェン像が形成されていく。まず、当時ほぼ唯一の演奏家養成機関であった東京音楽学校において、ベートーヴェンの作品が、教材として重要視されはじめた。そして次第に、演奏会のレパートリーとして定着しはじめるのが、このころである。結果として、ベートーヴェンとその作品に対する認知度は、次第に高まっていった。だがそれは、まだまだ楽壇と愛好家を中心とした、一部の限られた人々の間での話でしかない。しかも、その音楽を聴いただけで、ベートーヴェンに対して偉大な「楽聖」というイメージを抱いた人が、どれだけ居たであろうか。

むしろこの時期に「ベートーヴェン＝楽聖」というイメージ形成を主導したものは、音楽雑誌を中心とするマス・メディア上に現れた「言説化されたベートーヴェン像」であった<sup>4)</sup>。つまり、この時期の雑誌などに多く見られた、「ベートーヴェンの偉人的側面」を紹介した雑誌記事や著作が大きく影響している、と考えられるのである。そして大正時代のベートーヴェン受容が、こうした偉人伝的エピソードを中心に進んだ背景には、当時の教養主義的な風潮があったことに起因する。

こうした流れは、昭和2年のベートーヴェン没後100年祭において、決定的なものとなった<sup>5)</sup>。100年祭は、音楽界という枠組みをこえた一つの社会的ムーブメントとして盛り上がり、広く日本の社会全般に、「ベートーヴェン＝楽聖」というイメージを植え付けることになったのである。それはまた同時に、ベートーヴェンの持つ他の側面（前述の「《むーんらいと・そなた》の作曲者」などのイメージ）を、消し去る結果にもなった。

そして、またこの昭和2年は、日本の音楽界自体においてもまた、ひとつの転換点であった。このこ

る東京では新交響楽団が、阪神間（関西）では宝塚交響楽団が、それぞれ定期演奏会をスタートさせていた<sup>6)</sup>。これら2つの団体の発足と定期的な演奏会の開催によって、日本のオーケストラ界は、本格的なプロフェッショナルの時代へと突入する。さらにこの頃には、ピアノや室内楽といったジャンルの演奏会も、全国各地で次第に増えていった。SPレコードという記録メディアの普及に加えて、ラジオ放送が始まったのもこの頃<sup>7)</sup>である。つまり昭和に入って、クラシック音楽は、そのほぼすべてのジャンルにおいて、メディアを通じた形で、広く一般の人々にも手の届くものとなったのであった。

ベートーヴェンに関していえば、昭和ひと桁年代の音楽雑誌では、人物像に関してよりも主要な作品（特に交響曲とピアノ・ソナタ、弦楽四重奏など）に関する論考が多く見られるようになる<sup>8)</sup>。ベートーヴェンの作品に関して、歌劇《フィデリオ》の初演<sup>9)</sup>がラジオで放送されるなど、主要なジャンルの作品が、一般の人々の耳に届くような状況が整いつつあった<sup>10)</sup>。そこでは、人物（像）から作品へと、ベートーヴェン受容の対象が変わっていった様子が伺われる。つまりこの昭和ひと桁の時代に至って、ベートーヴェンの人物と作品については、ほぼその全体像が日本の社会（楽壇を中心とする）に浸透したと考えて良いだろう。このように、昭和初期のベートーヴェン受容は、クラシック音楽の供給源の増加とともに、「ベートーヴェン＝楽聖」というイメージをより深く浸透させていった時期でもあった。

では、そのあとに続くベートーヴェン受容とは何であったのか？

ひとつには、「楽聖＝ベートーヴェン」というあまりにも強烈なイメージが植え付けられたため、その反動に類する動きが考えられる。つまり脱楽聖化の動きである。しかし時代としては、まず何よりも、戦時体制（しかも、過去の戦時体制と比べても厳しい国民統制が行われた）という国家規模での非常事態にあったことを考慮せねばならないであろう。そうした、状況下においては、楽壇においても邦人作曲家の作品に重点が置かれた様子が、新交響楽団の演奏会プログラムなどから伺うことができる<sup>11)</sup>。とすれば、この戦時体制下においてベートーヴェンとその作品は、同盟国の作曲家であったとしても、軽視された可能性は大きい。しかし、戦後半世紀を経た現在でも、「ベートーヴェン＝楽聖」が、ベートーヴェンの代表的イメージで、それは昭和2年に定着したもとの基本的には同じである。とすれば、この戦時体制下においても、ベートーヴェンとその作品に対しては、逆に何らかの積極的なアプローチがあったとも考えられよう。

そこで本稿では、そうした「戦時体制下」という時代状況の中で、これまでと同じく音楽雑誌に見られる言説を中心に、第二次世界大戦下の日本におけるベートーヴェン受容を追っていくことにする。

## 1. 戦時体制下における音楽雑誌の傾向

演奏会の回数や録音メディアの普及状況が、以前にくらべて整いつつあったとはいえ、ベートーヴェンのイメージを形成するうえで、音楽雑誌の果たした役割は、まだまだ大きなものがあったと考えられる。そして音楽雑誌というメディアを通して、戦時体制下のベートーヴェン受容の状況を読み解こうと

する場合、まず雑誌の統廃合という動きを無視して語ることは出来ないであろう。そこで、まずは戦時体制下での音楽雑誌のあり方について、少し触れておこう。

戦時体制下における日本楽壇では、大同団結を目指し、社団法人日本音楽文化協会が設立される<sup>12)</sup>。それと並行し、音楽雑誌に関しても、日本音楽雑誌協議会<sup>13)</sup>が結成され、統廃合へと進むことになった。この点については、各雑誌での告知記事が確認されるが、ここでは『月刊楽譜』最終号に掲載された告知記事を紹介しておこう。

「国家総力を挙げて外に赫々の武威を宣揚し、内に強力なる臨戦体制を整へ、御稜威の下に一億一心大東亜共栄圏の確立に邁進しつゝあるの秋、本誌ならびに『音楽新潮』『音楽商報』『レコード音楽』『アコーディオンハーモニカ研究』『音楽世界』『ディスク』『音楽評論』『音楽倶楽部』『吹奏楽月報』『レコード』『バンドの友』『歌の花籠』『ハーモニカの友』(創刊順)の十四音楽雑誌は、此の重大時局に即応し、国家的見地から音楽雑誌本来の使命を達成すべく過去一年有餘に亘り統合に関する協議を重ねてまいりましたが、九月中旬、情報局より具体案の提出を命じられましたので、自発的に国策に協力するの精神を持って当局の意向を反映したる統合案を作成し当局の許可を得まして、去る九月二十二日一斉に廃刊を執行し、新たに情報局御指導の下に六つの音楽雑誌が創刊されることになりました。

新音楽雑誌はいづれも[ママ]一種目一誌として自由競争の害を除くと共に、日本音楽雑誌協同会を結び関係官庁及び社団法人日本音楽文化協会と緊密に連絡して独占の弊を去り、以て国策への協調と音楽文化への貢献とに全力をつくさんとするものであります。

#### 新雑誌の性質及び名称

- 一、鑑賞及び教養記事を主とする総合音楽雑誌「音楽之友」
- 一、評論・研究記事を主とする総合音楽雑誌「音楽公論」
- 一、レコードに関する記事を主とする音楽雑誌「レコード文化」
- 一、吹奏楽に関する記事を主とする厚生音楽雑誌「吹奏楽」
- 一、歌謡・ハーモニカ・軽音楽に関する記事を主とする厚生音楽雑誌「国民の音楽」
- 一、音楽全般に関する報道雑誌「音楽文化新聞」

本誌は[一文字判読不可]に廃刊しますが『音楽之友』の中に新しく更生する事となりました。引きつづき『音楽之友』の御愛讀を切望いたします。

『音樂俱樂部』をはじめとする他の音樂雜誌においても、この告知記事とほぼ同じ文面<sup>15)</sup>のものが掲載されている。したがってこの文面は、文中にある「日本音樂雜誌協議会」の主導で作成されたものと見てよいであろう。その「日本音樂雜誌協和会」については、新しく発刊された『音樂公論』創刊号のなかで、園部三郎が次のように報告している。

「従来十五六種に近かった音樂雜誌が、僅か五種に統合されたことは本誌の先月号に報導されてゐたとほりである。

大体、従来の小さな愛読者層の中に十五、六種も音樂雜誌があり得たことが不思議である。日本の現状を知らぬ外国人に、東京だけでも音樂の月刊雜誌が一五六種も発行されてゐると言へば、大抵の人は樂界がどんなに隆盛であるのかと驚くに違ひない。勿論、最近の音樂界の現象的な隆盛は著しいものであるが、音樂雜誌に関する限り数を以て隆盛を云々することは出来なかつたいふ[...中略...] 今度の雜誌の統合は用紙制限といふ当面の要求のみならず、雜誌の向上そのものゝためにも絶好の機会と言ふべきである。

幸ひにもこの統合を機会として情報局第四部第一課佐伯郁郎氏の斡旋により「音樂雜誌協議会」なるものが出来た。[...中略...] 情報局の監督の下に日本音樂文化協会と緊密な連絡を保つて音樂文化の向上のための強力な文筆活動の領域を提供しようとするものである。従つて日本音樂文化協会内に設置される出版雜誌に関する専門委員会と一心同体的に提携して各雜誌の編集内容の統制をも計ることになる。[...以下略]」<sup>16)</sup>

つまり、この雜誌の統廃合には、過当競争の状況にあると見られる音樂雜誌の刊行について、無駄を省くという側面と同時に、音樂雜誌の刊行に関して、情報局監視のもとで、掲載内容を統制しようとする目的があった様子が伺える。ここにおいて音樂雜誌とは、各編集主幹や発行者の考えに基づく自由な報導媒体から、政府の戦時文化政策の御用メディアとしての性格を持つものとなった、と考えてよいだろう。そして、前述のように5つの音樂雜誌と1つの音樂新聞に再編されたのである。

しかし、この再編の後に、時局の進展と共に、再び統廃合が行われることになる。それについては、『音樂公論』としての最終号の社告を参照しておこう。

「創刊以来音樂公論は樂壇の指導雜誌として、その役割を果たしてきましたことは公私共に認められる処ではありますが、時局は愈々急を告げ、一切を挙げて戦力増強に邁進すべきの秋、音樂雜誌の再整理が必要となり、音樂雜誌協議会に於て種々検討の結果、音

楽公論は今月号を以て廃刊の止むなきにいたりました [ ...以下略 ]」<sup>17)</sup>

また、その再統合に関して、堀内敬三は『音楽文化新聞』の最終号（昭和18年9月20日号）にて次のように記している。

「[ ... ] 本誌はその創刊の始めから独立の報道機関たる使命と、日本音楽文化協会の公認機関誌たる使命と二重の性格を持っていた。それも云はば暫定的の処置で、[ ...中略...] 新音楽雑誌は二種出る事になり、一方は専門家向けの「音楽文化」、一方は一般向けの「音楽知識」で両誌とも一つの新設会社から発行され [ ...以下略 ]」<sup>18)</sup>

つまり、再統合によって音楽雑誌は、『音楽文化』および『音楽知識』の2種となったのである。そして堀内の証言からすると、再統合以前には、音楽雑誌協議会の監視下といえども、まだまだ独立の報道機関としての性格も持ち合わせていたわけであるが、この再統合によって、音楽雑誌は、専門家向けであれ、一般愛好家向けであれ、いずれも完全な政府の御用雑誌となったと見なしてよいだろう。またその刊行は、戦時体制も後半に入り、どちらも昭和18年12月の創刊後、昭和19年11月の第2巻第11号で休止となっている。

こうした音楽雑誌のあり方を考えると、これら戦時体制下の音楽雑誌にベートーヴェン関連の記事があるとすれば、戦時政府（とその音楽面での関連機関および関係者）が、「ベートーヴェンに何を求めていたか」が読み取れるのではないだろうか。そこで次にこの目的に向かって、当時の音楽雑誌に掲載された、ベートーヴェン関連の記事を見ていくことにしよう。

## 2. 戦時体制下の音楽雑誌に見るベートーヴェン関連の記事

まず、最初の統合において誕生した5誌の中からは、各継続前誌に掲載された社告に記載されたそれぞれの雑誌の性格（前章引用記事参照）からして、『音楽之友』と『音楽公論』の2誌を、調査の対象とした。また、この2誌は、昭和戦前期の主要な5大音楽雑誌の後継雑誌（『音楽之友』は『月刊楽譜』と『音楽世界』、『音楽俱樂部』を継承、『音楽公論』は『音楽新潮』と『音楽評論』を継承）となり、その点も対象に選んだ理由の一つである。

では、これらの音楽雑誌において、ベートーヴェンはどのように採り上げられているのであろうか。筆者による調査では、両誌に掲載されたベートーヴェン関連の記事は、資料1および2に挙げた17点が数えられた。この数は、2誌・全47号（『音楽之友』23号、『音楽公論』24号、それぞれ昭和18年10月刊行分で休・廃刊）に掲載された記事数として、少ないものといえよう。それはさておき、その内容は、大きく分けて、以下の2種類に分けられる。ひとつは、ベートーヴェンという人物そのものに関する記事で、もうひとつはベートーヴェンの作品に関するものである。なかでも、後者は12点とその3分の2以

上を占めており、昭和2年以降に見られた「作品に関する記事の増加」<sup>19)</sup>という傾向を受け継いでいる。それに対し、ベートーヴェンの人物像に関するものは、昭和2年前後をピークとした時期に比べると、格段に減少の傾向を見せている。もっともこれは、昭和2年の100年祭以降そうであったように、「ベートーヴェン＝楽聖」というイメージが広く定着したこともあり、人物よりも作品へと紹介記事の対象がシフトしたことによると考えられる。次に、先ほど留保した、記事全体に対するベートーヴェン関連の記事の少なさについて、考えてみよう。

統廃合前の主要な音楽雑誌において、ベートーヴェンとその作品に関する記事は高い割合で見られ、特集が組まれることも度々であった。時には1号全体がベートーヴェン特集号となるケースさえ見られたのである。これに対し、『音楽之友』および『音楽公論』雑誌において、中心的な記事はどのようなものであったのだろうか。その傾向を示しているであろうそれぞれの特集記事を見てみよう。筆者による調査の結果では、両雑誌における特集記事（及びそれに類する主要記事）は以下のとおりであった。

表1 『音楽之友』の特集記事

第2巻第1号 「特輯・音楽の敢闘譜」	第3巻第1号 「特輯 欧州の音楽祭と競技」
第2巻第2号 「特輯・戦時音楽国策の構想」	「特輯 日本の音楽競技史」
「特輯・戦時下盟邦の音楽活動」	第3巻第3号 「特輯 戦力と娯楽」
第2巻第5号 「特輯・これからの音楽」	第3巻第4号 「特輯 貴族院に於ける音楽協議の要旨」
第2巻第8号 「特輯・音楽家と読書」	第3巻第9号 「特輯 青少年と音楽」
第2巻第10号 「特輯・日本民謡の特質」	
第2巻第12号 「特輯 映画音楽の諸問題」	

表2 『音楽公論』の特集記事

第2巻第1号 「特輯・現代日本演奏界の性格」	第2巻第12号 「流行歌論」[座談会]
第2巻第3号 「特輯・次代音楽人の進路」	第3巻第1号 「特輯・国民音楽の建設」
第2巻第4号 「新人論」[座談会]	第3巻第2号 「日本交響楽運動批判」[座談会]
第2巻第5号 「特輯・音楽美学の諸問題」	第3巻第3号 「音楽教育の諸問題」[座談会]
「音楽と教養」[座談会]	第3巻第4号 「国民音楽の理念」[座談会]
第2巻第6号 「軽音楽論」[座談会]	第3巻第7号 「戦力増強と音楽」[座談会]
第2巻第7号 「音楽コンクール論」[座談会]	第3巻第8号 「決戦下音楽評論家の任務」
第2巻第8号 「日本歌劇運動批判」[座談会]	[座談会]
第2巻第9号 「良き演奏への道」[座談会]	第3巻第9号 「決戦下演奏家の道」[座談会]
第2巻第10号 「聴衆論」[座談会]	第3巻第10号 「決戦下作曲界の新構想」
第2巻第11号 「良き作品への期待」[座談会]	[座談会]

このように、特集記事やメインとなる座談会においてテーマとなっているのは、「戦時体制下におい

て、音楽およびその関係者のあるべき姿」であった。もちろん、ベートーヴェンの記事が確認されるように、西洋の作曲家やその作品をテーマとする記事も、見られないわけではない。だが、音楽雑誌協会の監督下の音楽雑誌（の編集方針）においては、特集として採り上げるほど重要な事柄とは、考えられていないようである。

再統合後の2誌において、西洋の作曲家やその作品についての記事は、『音楽文化』に掲載された「音詩 英雄の生涯」<sup>20)</sup>と『音楽知識』に見られる「ヘンデルの救世主」<sup>21)</sup>、「父ハイドンの話」<sup>22)</sup>（いずれも、あらえびす筆）のみである。そこには、ベートーヴェンとその作品を題材とした記事は皆無で、必要とされていないかのようであった。また収録される楽譜（附録としての形態も含め）もすべて邦人の作品が中心で、西洋の作曲家とその作品ではなく、邦人作曲家とその作品が雑誌の中心に据えられている。さらに、大東亜共栄圏に含まれる地域の音楽を紹介する記事の割合が増加するなど、この時期の傾向は他にも見られるが、それについてはまた別の機会に論じたい。

いずれにせよ戦時体制下において、ベートーヴェンとその作品自体は、テーマとして採り上げるべき対象からは次第に外れていったようである。だが、ベートーヴェンの名前自体が、音楽雑誌からまったく消えてしまった訳ではなかったのである。

### 3. 演奏されつづけたベートーヴェン

前章では、ベートーヴェンとその作品が、次第に音楽雑誌の記事テーマから外れていった様子について紹介した。だがその一方で、当時の雑誌をざっと眺めただけでも、ベートーヴェンの作品が引き続き演奏会で頻繁に採り上げられ続けていたことは、読みとれる。そこで本章では、同じく戦時体制下のベートーヴェン受容の事例として、演奏会におけるベートーヴェン作品の演奏状況について考察してみたいと思う。

ベートーヴェンの作品を採り上げた演奏会の記録は、本論において調査の対象とした『音楽之友』および『音楽公論』においても、演奏会評や広告から伺うことができる。だがここでは、演奏会という対象の種類から、最初の音楽雑誌統合において「音楽全般に関する報道雑誌」とされた旬刊の『音楽文化新聞』も加えて、演奏会記録を追っていくことにする。

ベートーヴェンの作品は、昭和の戦前期において、すでに西洋音楽の演奏家にとっては重要なレパートリーとなっていた。また、演奏会で採りあげられる機会も、かなりの回数であった。筆者は、前稿において、昭和2年の没後100年祭以降に、ベートーヴェンの作品が演奏会で採りあげられた記録を可能な限り調査しようと試みたが、その数は膨大なものとなり断念せざるを得なかったほどである。よって本稿では、ベートーヴェンの作品を特集した演奏会に限って、調査を行った。昭和2年以降も、ベートーヴェン特集とされた演奏会は、東京交響楽団の連続演奏会<sup>23)</sup>にも代表されるように、しばしば日本の楽壇において見られるもので、戦時体制下においても開かれていた可能性が十分に考えられる。

逆に、開催されていないのであれば、ベートーヴェンとその作品は、何らかの要因（政府による統制

や需要の低下など様々な要因が考えられる)で、演奏会においても敬遠されていったと考えて良いだろう。そして、それはまた前章で筆者が指摘したような、音楽雑誌においてベートーヴェン関連の記事が減少していったことと同様に、この時期の楽壇全体の傾向として、ベートーヴェンとその作品から乖離していった状況を示すものとなる。だが、筆者の調査からは、ベートーヴェンの特集した演奏会は、資料3にあるとおり、昭和16年の11月から昭和18年の11月までの約2年間だけで、14回(連続企画及び延期となった公演は1回に換算)が数えられる。その内容も、オーケストラ公演やピアノ・ソナタ、ヴァイオリン・ソナタと、ベートーヴェンの主要なジャンルが中心で、ベートーヴェンの作品は、やはりこの戦時体制下においても、重要なレパートリーであった様子が伺えよう。なかでも、東京交響楽団による連続演奏会<sup>24)</sup>や新交響楽団の《莊嚴彌撒曲(ミサ・ソレムニス)》公演<sup>25)</sup>などは、当時のオーケストラの状況(演奏技術など)を考えれば、非常に積極的な公演活動として評価されるべきものである。さらに、本稿では前述の様な理由から完全なデータの収集こそ行っていないが、雑誌の記事などからは、ベートーヴェンの作品が様々な演奏会の1プログラムとして採りあげられている例が、多数確認されている(この種のデータ収集と整理については、長期的展望に立っていずれ検討したい課題である)。つまり、この戦時体制下においても、ベートーヴェンの作品は、積極的に演奏され続けていたとあって良い。片山敏彦と野村光一、園部三郎、山根銀二による座談会「聴衆論」の言説などに見られるように、その背景には、日本人がベートーヴェンの作品に共感を抱いていたことが、当時から指摘されている。

「[...] 二、日本人は絶対にベートーヴェンが好き

片山 [...] 矢張りレコード・コンサートにはベートーヴェンをやると、沢山生徒がやってくるのですよ。

[... 中略...]

片山 さうすると、日本人は大いにベートーヴェン好きだといふ事実は厳存するわけですね。

山根 この事実は絶対的です。[...] 以下略」<sup>26)</sup>

つまり、日本(少なくとも、西洋音楽愛好家の間)では、ベートーヴェン作品に対する需要は無くなっていなかったのである。演奏会が文化活動であると同時に、商業活動であることを鑑みれば、そのような需要がなければ、演奏会の一部にこそベートーヴェンの作品を採りあげこそすれ、ベートーヴェン特集の演奏会や、まして連続演奏会などは企画されなかったであろう。しかしそれは、音楽雑誌において、ベートーヴェンとその作品自体が、戦時体制下においてテーマとして採り上げるべき対象からは次第に外れていった様子とは、異なる傾向を示すものである。これは、どうしたことであろうか。

確かに、ベートーヴェンとその作品をテーマとする記事は、音楽雑誌から減っていった。しかし前章の最後において筆者が述べたように、それは、ベートーヴェンの名が消えたことを意味するのではない。ベートーヴェンの名前は、その作品や人物をテーマとした記事ではなく、この時期別の文脈で現れるよ



うになったのである。

#### 4. 指針としてのベートーヴェン

すでに2章で紹介したように、戦時体制下の音楽雑誌では、作曲家や作品に関する特集は減少し、「戦時体制下において、音楽およびその関係者のあるべき姿」を論じた記事が中心となっていた。しかし、その種の記事の中に、ベートーヴェンの名が確認されるのである。

例えば、『音楽公論』に掲載された「大東亜戦争と音楽家の覚悟」(筆者：山田耕筰)という文章をみてみよう。

「大東亜戦争完遂のために[...中略...]今の武器による戦争が輝かしき勝利を以て終へた時、直ちに移る次の活動は文化活動である。[...中略...]音楽こそは最も有能な武器であるから[...中略...]大東亜戦争を完遂させるための創作活動は自ら国民音楽建設の一助であり、単ある島国日本の国民音楽ではなく、大東亜の讃頌歌であらねばならぬ。その意味で之からは根本に於て壮美的なものを作曲しなければいけない。艶美的なものにもいいものはあるが、ベートーヴェンの作品が永い生命を持つてゐるのは、根本に壮美精神があり、男性的力が作品基調となつてゐるからである。[...以下略]」<sup>27)</sup>

つまり、ここでは山田耕筰は、ベートーヴェンの音楽こそ、戦時体制下の音楽創作活動において、手本とすべきものである、と述べているのだ。また、森本覚丹は「新日本文化への音楽の使命」と題された論考において、次のように述べている。

「[...]音楽は新日本の文化にいかにか寄与すべきであるか。「...中略...」将来の日本音楽は即ち大東亜音楽であることを認識しなければならない。

日本の大飛躍につれて、日本の音楽も大飛躍をしなければならぬ。しかるに、反動的な言辞を弄し、昔の日本音楽を讃美し、外国の音楽を全て排斥するのは、日本の大躍進に逆行するものである。我々は、実に大国民らしく、寛仁大度を以つて、透明な理性を以つてものに接しなければならぬ。例へば、徳川時代の三絃による多くの退廃的な遊里音楽よりもベートーヴェンの交響楽の方が遙かに我らに必要である。君が代は三絃で奏するよりも管絃楽で奏した方がふさわしい。ものには適、不適があり、時代によつても興隆、衰亡がある。[...以下略]」<sup>28)</sup>

このように森本は、大東亜共栄圏を視野に入れ、日本人に必要な音楽はベートーヴェンの交響曲であり、反対に退廃的な遊里音楽としての三絃による音楽は、不要なものとして挙げている。さらに、廣瀬

正和の「大東亜音楽文化方策試論」では、戦争とベートーヴェンの作品に関して、次のように記されている。

「ドイツでは、砲煙未だ消えやらぬ占領地域に直ちに伯林フィルハーモニケル[フィルハーモニー]を派遣してベートーヴェンを、ヴァグナーを演奏して治安工作に努めてゐるということをきいた。勿論日本とドイツでは事情が異なるが、一つにはドイツ音楽の根強い伝統とその優秀さが然らしめるものであらう。日本音楽とドイツ音楽の芸術的価値の優劣は兎も角として[...以下略]」<sup>29)</sup>

これは、同盟国であるドイツが、戦時体制下でベートーヴェンやヴァグナーの音楽を、治安工作に利用した例を照会したものである。これは、あくまでドイツにおいての事例であるが、廣瀬は日本（および日本が視野に入れていた大東亜地域）の場合においても、ドイツとベートーヴェンの関係を参照するだけの価値があると見ていたのであろう。その意味で、ベートーヴェンは良きお手本だったわけである。

つまり戦時体制下の日本においては、それまでの延長だけではなく、別の意味でもベートーヴェンに対する受容があったといえる。明治から昭和の初期にかけて、ベートーヴェンとその作品は「芸術」という価値基準において受容されてきた。だが、この戦時体制下では、それまでのように芸術家としてのベートーヴェンや芸術作品としてのベートーヴェン作品そのものが対象であったのではない。政府が国民を掌握統治（あるいは戦時教育）する上での手段（あるいはそのための手本）として価値を見いだされていたのである。

## 5. おわりに

ベートーヴェンの音楽は、戦時中の日本においても鳴り響いていたのである。その背景には、まず片山がいうように、日本人の間にベートーヴェンに対する需要があったことが、基本としてはあるだろう。というのも、そうでなければコンサートは商業的に成り立たないからである。しかし時代は、言論や思想など、文化の様々な面において政府の統制が行われた、戦時体制下のまっただ中であった。単にベートーヴェンに対する関心の多さだけで、果たしてベートーヴェンの音楽がそれほど演奏されたであろうか。第2章で見たように、楽壇では邦人作品へのシフトが行われていたのである。つまりベートーヴェンの作品が演奏され続けた背景には、第4章でも見たような、政府あるいは政府の代わりに楽壇を統制する機関において、有効性が認められていたのであった。この戦時体制下、一方では、昭和2年以降定着した「楽聖」イメージとともに、商業主義的側面においてベートーヴェンに対する受容が存在し、それを国家（戦時政府およびその関連組織）が、邦人作曲家とその作品を積極的に奨励するなかで、黙認もせずむしろ積極的に、「楽聖」として国民の間に定着したベートーヴェンを、国家および国民の統制

の手段として、位置づけていたと考えてよいだろう。このように、戦時体制下においても「楽聖」イメージは失われることなく、戦後の受容へと繋がったのである。

注)

- 1) 福本：2000-2002参照。
- 2) その主目的は、目加田種太郎や伊澤修二による、国楽の制定や唱歌教育の普及であり、ベートーヴェンの作品などの芸術音楽の導入ではなかった。
- 3) 福本：2001参照。
- 4) 福本：2000参照。
- 5) 生誕150年の1920年には、一部を除いてまだ記念祭がなされるほどには特別な受容状況にはなかった。
- 6) 特に昭和2年には、それぞれ数日間に及ぶ100年記念連続演奏会を開催。福本：2000参照。
- 7) 大正14年、JOAKより本放送が開始され、以降ラジオ放送は次第に全国展開されていく。
- 8) 福本：2002参照。
- 9) 100年祭を記念して、東京と大阪での同時開催。
- 10) 1920年の生誕150年では、まだまだオーケストラ作品や室内楽作品を聴く機会は稀であった。
- 11) 小川昂：1983のデータによる。
- 12) 昭和16年9月13日設立。
- 13) 実質的に、日本音楽文化協会の下部組織として設立。
- 14) 『月刊楽譜』第30巻第10号，社告，頁数記載なし。
- 15) 基本的には最後の出版社名だけを置き換えたもの。
- 16) 『音楽公論』第1巻第1号，pp.17-18。
- 17) 『音楽公論』第3巻第10号，頁数記載なし。
- 18) 『音楽文化新聞』第60号，p.1。
- 19) 福本：2002参照。
- 20) 『音楽文化』第2巻第4号，pp.20。
- 21) 『音楽知識』第2巻第4号，掲載頁不明。
- 22) 『音楽知識』第2巻第6号，掲載頁不明。
- 23) 巻末資料3-9参照。
- 24) 巻末資料3-9，12-15，18-20参照。
- 25) 巻末資料3-7参照。
- 26) 『音楽公論』第2巻第10号，pp.28-54。
- 27) 『音楽公論』第2巻第1号，pp.18-19。
- 28) 『音楽公論』第2巻第6号，pp.18-23。

29) 『音楽公論』第3巻第10号, pp.8-13。

## 主要参考文献

### 〔音楽雑誌〕

詳細については、巻末資料「第二次世界大戦中の雑誌に見られるベートーヴェン関連の資料」を参照のこと。

『音楽之友』: 音楽之友社, 昭和16年12月～昭和18年10月。

『音楽公論』: 音楽公論社, 昭和16年11月～昭和18年10月。

『音楽文化新聞』: 音楽文化新聞社, 創刊号発行日不明～昭和18年9月20日。

『音楽文化』および『音楽知識』: いずれも昭和18年11月以降終戦まで、実質的に不定期刊。

### 〔主要参考資料〕

- ・小川昂編, 1983 『新編日本の交響楽団定期演奏会記録1927～1981』民音音楽資料館。
- ・福本康之, 2000: 「日本におけるベートーヴェン受容I 昭和2年のベートーヴェン没後100年祭」, 国立音楽大学『音楽研究所年報』第13集, pp.75-92。
- ・福本康之, 2001: 「日本におけるベートーヴェン受容II 明治・大正期の音楽雑誌の記事から」, 国立音楽大学『音楽研究所年報』第14集, pp.115-134。
- ・福本康之, 2000: 「日本におけるベートーヴェン受容III 昭和2年(没後100年祭)以降のベートーヴェン(1)」, 国立音楽大学『音楽研究所年報』第15集, pp.155-168。

## 第二次世界大戦中の音楽雑誌に見られるベートーヴェン関連の記事及び広告・その他

### 資料1 『音楽之友』にみるベートーヴェン関連の記事

- ・桂近乎「ベートーヴェン宿病考」, 第2巻第9号, pp.70-73 .
- ・二見孝平「ベートーヴェンの「久遠の恋人」とは誰か」, 第2巻第11号, pp.65-72 .

### 資料2 『音楽公論』にみるベートーヴェン関連の記事

- ・久保田公平「上野の第九」第1巻第1号, pp.58-60 .
- ・屬啓成「ベートーヴェン写真展覧会」第1巻第2号, pp.76-77 .
- ・野村良雄「ベートーヴェンと現代音楽美学」第2巻第5号, pp.30-34 .
- ・ヴィルヘルム・ディルタイ, 鈴木徳太郎訳「ベートーヴェンのフィデリオ」第2巻第5号, pp.52-53 .
- ・福井直俊「ベートーヴェン ピアノ・ソナタ ピアノ講座3」第2巻第5号, pp.68-74 .
- ・福井直俊「ベートーヴェン ピアノ・ソナタ ピアノ講座4」第2巻第6号, pp.80-84 .
- ・福井直俊「ベートーヴェン ピアノ・ソナタ ピアノ講座5」第2巻第7号, pp.68-73 .
- ・ヴィルヘルム・ディルタイ, 鈴木徳太郎訳「ベートーヴェンの第九交響曲」第2巻第7号, pp.80-81 .
- ・屬啓成「第四協奏曲ト長調 ベートーヴェン 作品五八」第2巻第8号, pp.86-87 .
- ・ロマン・ロラン, 片山敏彦訳「ベートーヴェンの『歌謡連作曲』」第2巻第11号, pp.98-105 .
- ・ロマン・ロラン, 片山敏彦訳「ベートーヴェンの『歌謡連作曲』 承前」第2巻第12号, pp.98-104 .
- ・加波潔「第九の演奏者」, 第3巻第5号, pp.40-51 .
- ・ロマン・ロラン, 片山敏彦訳「ベートーヴェンの「歌謡連作曲」(第三回)」第3巻第5号, pp.40-45 .
- ・ロマン・ロラン, 片山敏彦訳「ベートーヴェンの『歌謡連作曲』(第四回)」第3巻第6号, pp.30-34 .
- ・東勇作「バレエと交響楽 - ベートーヴェンの「第七」に就いて」第3巻第6号, pp.64-67 .
- ・W.J.ターナー「ベートーヴェン」第3巻第6号, pp.68-73 .

### 資料3 ベートーヴェンの作品を特集した戦時体制下の演奏会 (S16.11 ~ S18.11)

1. 田中富貴子/遠見豊子「ベートーヴェン ヴァイオリン ピアノ ソナタ全曲演奏会」[『音楽公論』第1巻第1号(広告)]
  - 〔第1回〕S16.11.30 産業組合中央会館
  - 〔第2回〕S17.1.24 産業組合中央会館
  - 〔第3回〕S17.3.14 産業組合中央会館
2. 豊増昇・ベートーヴェン洋琴奏鳴曲全曲演奏会第七回「三つの最後の奏鳴曲」(S16.12.8, 明治生命講堂)[『音楽文化新聞』第1号, p.14]
3. 青年日本交響楽団「ベートーヴェンの夕」(S16.12.19, 横浜宝塚劇場)[『音楽文化新聞』第2号, p.9; ほか]

4. 新交響楽団第233回定期演奏会「荘厳彌撒曲」(S17.2.18,19,日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第6号,p.1広告;ほか]  
プログラム変更・延期
5. 青年日本交響楽団第16回公演「ベートーヴェンの夕」(S17.3.16,日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第6号,p.8広告]
6. 松竹交響楽団第三回定期演奏会「ベートーヴェンの午後」(S17.3.21,日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第7号,p.1広告;ほか]
7. 新交響楽団第234回定期演奏会「荘厳彌撒曲」(S17.3.25,26,日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第8号,p.6広告;ほか]
8. 渡邊李彦「ベートーヴェン・ソナタの夕」(S.17.3.25,日本青年館)[『音楽文化新聞』第9号,p.5]
9. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会」[『音楽文化新聞』第8号,p.5;ほか]  
〔第1夜〕昭和17年4月10日 日比谷公会堂  
〔第2夜〕昭和17年4月17日 日比谷公会堂  
〔第3夜〕昭和17年4月23日 日比谷公会堂  
〔第4夜〕昭和17年5月2日 日比谷公会堂  
〔第5夜〕昭和17年5月3日 日比谷公会堂  
日程変更(下記データ参照)
10. 田中富貴子「ベートーヴェン・ソナタの夕」(S.17.5.11,日本青年館)[『音楽文化新聞』第13号,p.7広告;ほか]
11. 松本絃楽四重奏団第二回演奏会「ベートーヴェン後期の作品の夕」(S17.10.19,日本青年館)[『音楽文化新聞』第28号,p.9広告]
12. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第1回」(S17.4.17,日比谷公会堂)[『音楽公論』第2巻第4号,p.31(広告)]
13. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第2回」(S17.5.2,日比谷公会堂)[『音楽公論』第2巻第4号,p.31(広告)]
14. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第3回」(S17.6.13,日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第15号,p.7広告]
15. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第4回」(S17.7.1,日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第18号,p.3広告]
16. 「名曲鑑賞第3回定期演奏会 ベートーヴェン三大ソナタ」(S17.12.16,日比谷公会堂)[『音楽公論』第2巻第12号,頁記載無(広告)]
17. 松竹交響楽団定期演奏会「ベートーヴェンの夕」(S18.1.24,日比谷公会堂)[『音楽公論』第3巻第1号,p.67(広告)]

18. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第5回」(S18.1.26, 日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第37号, p.6広告]
19. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第6回」(S18.3.2, 日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第40号, p.8広告]
20. 東京交響楽団「ベートーヴェン連続公演会 第7回」(S18.4.23, 日比谷公会堂)[『音楽文化新聞』第47号, p.9]
21. 日本交響楽団臨時公演(S.18.6.18,19, 日比谷公会堂)[『音楽公論』第3巻第6号, 頁記載無[p.17](広告)]  
ベートーヴェンの特集とは名打っていないが、プログラムは序曲《レオノーレ》と《第九交響曲》からなる。
22. 日本絃楽四重奏団「ベートーヴェン四重奏曲(全曲)連続公演」[『音楽文化新聞』第60号, p.8(広告), 『音楽公論』第3巻第9号, 頁記載無[pp.4-5](広告)]  
〔第1回〕昭和18年9月28日 日本青年館  
〔第2回〕昭和18年10月14日 日本青年館  
〔第3回〕昭和18年11月16日 日本青年館  
第4回については詳細不明

#### 資料4 その他ベートーヴェンに関する活動

- ・音楽評論社主催「ベートーヴェン写真展覧会」(S16.12.2-5, 銀座三越)[『音楽公論』第1巻第1号, p.52(広告); ほか]
- ・「ベートーヴェン(観賞用)第九交響曲スコア」[『音楽公論』第2巻第1号, 頁記載無し(広告); ほか]
- ・「音楽評論 ベートーヴェン特集号」[『音楽公論』第2巻第2号, p.103(広告)]
- ・日本音楽文化協会評論部・東京日日新聞主催「レコードによる音楽鑑賞研究会」[『音楽文化新聞』第6号, p.9広告; ほか]  
第1回「ベートーヴェンの交響曲研究」  
〔第1日〕昭和17年3月17日, 東日ホール  
《第1交響曲》《第2交響曲》 解説: 園部三郎  
講演: 土田貞夫「バッハとベートーヴェン」  
〔第2日〕昭和17年3月20日, 東日ホール  
《第3交響曲》 解説: 山根銀二  
講演: 野村光一「ベートーヴェンと恋人」  
〔第3日〕昭和17年3月24日, 東日ホール  
《第4交響曲》《第5交響曲》 解説: 久保田公平

講演：松本太郎「フランスに於るベートーヴェン」

〔第4日〕昭和17年4月1日，東日ホール

《第6交響曲》 解説：森本覚丹

講演：野村良雄「ベートーヴェンの解釈」

〔第5日〕昭和17年4月4日，東日ホール

《第7交響曲》《第8交響曲》 解説：有坂愛彦

講演：関清武「ベートーヴェンの名指揮者」

〔第6日〕昭和17年4月8日，東日ホール

《第9交響曲》 解説：門馬直衛

講演：吉川英士「ベートーヴェンと日本音楽」

- ・日本音楽文化協会主催 レコード・コンサート「ベートーヴェンの夕」(S17.3.6,東日ホール)[『音楽文化新聞』第7号, p.10広告]
- ・「ベートーヴェン・ピアノ・ソナタ協会 再募集開始 [日本ビクター蓄音機株式会社主催]」[『音楽文化新聞』第10号, p.14広告]
- ・日本ビクター蓄音機株式会社 [普及部] 主催「実演と講演によるベートーヴェン・ピアノ・ソナタ研究(第一回) 初期のピアノ・ソナタに就いて...」(S17.5.6, 丸の内保険協会ホール)[『音楽文化新聞』第13号, p.6広告; ほか]
- ・[日本ビクター蓄音機株式会社普及部主催]「ピアノ実演による第二回ベートーヴェンソナタ研究会 中期の作品に就いて」(S17.6.12, 丸の内保険協会ホール)[『音楽公論』第2巻第6号, p.70(広告); ほか]
- ・「新刊 関清武著 ベートーヴェンの会話帳」[『音楽公論』第2巻第11号, p.63(広告); ほか]